

意見書第 44 号

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 6 年(2024年) 12 月 16 日提出

提出者	枚方市議会議員	鍛冶谷	知 宏
		広瀬	ひとみ
		野村	生 代
		長友	克 由
		門川	紘 幸
		泉	大 介
		千葉	雅 民
		藤田	幸 久

〈提案理由〉

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求めるため。

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、冤罪被害者の人権救済は、基本的人権の尊重を掲げる日本国憲法にとっても、人権尊重都市を宣言する本市にとっても、重要な課題です。

しかし、冤罪被害者を救済する再審制度について、現行の刑事訴訟法には、再審請求手続の審理の在り方に関してほとんど規定されておらず、裁判所の広範な裁量に委ねられています。これは、審理の適正さが制度的に担保されず、公平性が損なわれている状況です。

とりわけ、再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、それが冤罪被害者の救済のための大きな原動力となりました。このように、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要ですが、現行法にはそれを定めた明文規定がありません。

また、再審開始決定がなされても、検察官が不服を申し立てる事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられています。

1966年に発生した殺人事件において、犯人として死刑判決を受けた袴田巖さんは、間違った裁判によって、58年間という人生の半分以上の年月を奪われました。最初の再審請求から再審開始まで42年もかかったのは、法整備の遅れによるものであり、これ以上無辜の民が犠牲とならないためにも、取調べの可視化徹底など冤罪を生まない取組が重要であり、速やかな法整備が求められます。

よって、国会及び政府は、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法（刑事訴訟法の再審規定）を速やかに改正し、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 再審請求手続における証拠開示を制度化すること。
2. 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
3. 再審請求における手続規定を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 丹生 真人

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

法務大臣

意見書第 45 号

選択的夫婦別姓制度の導入に向けた民法改正を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和6年(2024年)12月16日提出

提出者	枚方市議会議員	大津 真沙樹
		奥野 美佳
		野村 生代
		広瀬 ひとみ
		堤 幸子
		松岡 ちひろ
		三和 智之

〈提案理由〉

選択的夫婦別姓制度の導入に向けた民法改正を求めるため。

選択的夫婦別姓制度の導入に向けた民法改正を求める意見書

国際連合の女性差別撤廃委員会は、2024年10月29日、国連女性差別撤廃条約の実施状況に関する第9回日本政府報告書に対する総括所見を公表し、夫婦同姓を義務づける民法第750条の改正に全く進展が見られないと厳しく指摘しました。その上で、女性が婚姻後も旧姓を保持できるよう、夫婦の姓の選択に関する法律を改正するよう4回目の勧告をしました。

日本だけが、夫婦同姓を法律で義務づけている国であるにもかかわらず、法制審議会が1996年に選択的夫婦別氏制度の導入を含む民法改正を答申してから28年、いまだに法改正の見通しは立っていません。

一方、国内の最近の世論調査では、約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、その割合は、若年層ほど高くなっています。さらに、本年6月には、日本経済団体連合会が、結婚後に夫婦が同じ姓を名乗ることを義務づける日本の制度が、企業経営の視点からも無視できない重大な課題であるとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を求める提言を公表し、注目を集めています。家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも珍しくなく、改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や結婚を諦める例などもあり、女性活躍を阻害する象徴的な制度とも言え、不利益を被る人が一定数いることも事実です。

よって、国会及び政府は、最高裁判決の趣旨等を踏まえ、選択的夫婦別姓制度を導入するため、民法を改正するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 丹生 真人

〈提出先〉

衆議院議長
男女共同参画担当大臣

参議院議長

法務大臣

意見書第 46 号

核兵器禁止条約第 3 回締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 6 年(2024年) 1 2 月 1 6 日提出

提出者 枚方市議会議員 広瀬 ひとみ
堤 幸子
松岡 ちひろ
三和 智之

〈提案理由〉

核兵器禁止条約第 3 回締約国会議へのオブザーバー参加を求めるため。

核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書

2017年7月に国連で核兵器禁止条約が採択され、2020年10月には批准国が発効要件である50か国・地域に達し、翌年1月に発効されました。

同条約は、核兵器が破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪しました。また、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止すると同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。

2022年6月には、核兵器禁止条約第1回締約国会議が開催され、北大西洋条約機構（NATO）加盟国であるドイツ、ノルウェー、オランダもオブザーバー参加しており、計80以上の国・地域が参加しました。さらには、2023年11月には第2回締約国会議が開催され、オブザーバー参加の35か国を含め、94か国・地域が参加しました。そして、2024年9月25日時点では、94か国・地域が署名し、73か国・地域が批准しています。

こうした中、2024年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が、ノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したことがたたえられたもので、非核平和都市を宣言する本市の議会として、同会の受賞を心から歓迎するところです。

しかし、世界の紛争地域を見渡すと、大国は核兵器による威嚇を行っており、人類は、かつてないほどの核の脅威にさらされています。核兵器の非人道性を知る世界で唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止する動きの先頭に立つべきです。核兵器廃絶は、人類の責務です。

よって、政府は、核兵器のない世界を実現するために核保有国と非核保有国との橋渡しをするという方針を示していることから、2025年3月に開催される核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー参加するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 丹生 真人

〈提出先〉

内閣総理大臣

外務大臣

意見書第 47 号

大学の授業料を引き下げるための財政支援を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 6 年(2024年) 12 月 16 日提出

提出者 枚方市議会議員 広瀬 ひとみ
堤 幸子
松岡 ちひろ
三和 智之

〈提案理由〉

大学の授業料を引き下げるための財政支援を求めるため。

大学の授業料を引き下げのための財政支援を求める意見書

近年、国立・私立大学の授業料は、相次いで引き上げられており、文部科学省は、2031年度には、国立大学の授業料が年間約93万円程度に上がるという試算を明らかにしています。このような中、東京大学は、2025年度の入学生から、年間授業料を約10万7,000円引き上げ、64万2,960円とする方針を明らかにするなど、学費を値上げする大学が相次いでいます。

また、一部報道によると、私立大学についても、この10年間で年間授業料の平均額が約10万円上昇し、2023年度入学者に係る初年度授業料平均額は、約96万円となっており、2023年度から2024年度にかけては、物価高騰の影響などから、約4分の1の大学が学費の引上げを実施しているということです。これらは、国からの交付金や補助金といった基盤的経費が抑制される中で、光熱費や物価の高騰、人件費の上昇などにより支出が増えたことが原因です。

現役大学生や卒業生、子育て世帯は、高額な学費の支払いや利子も含めた奨学金の返済に追われていますが、奨学金制度は貧弱であり、重い負担を強いられていると言えます。学生は、学費や生活費を賄うためのアルバイトに時間を割かなければならないことから勉学や研究に集中できず、大学を卒業した時点で奨学金返済という重い借金を背負うことになり、将来の生活設計が成り立たない状況も生まれています。

加えて、近年の学費引上げは、若者の教育を受ける権利や未来を奪うとともに、大学の活力や研究の質の低下を招き、社会に大きな損失を与えることにもつながります。

国際人権規約は、特に、高等教育における無償教育の漸進的な導入を規定しており、学費を引き下げ、無償化の方向へ進むことを世界標準と位置づけており、2012年、我が国も同規定への保留を撤回しています。

よって、政府は、憲法第26条に定められた教育を受ける権利を全ての国民に保障するためにも、高等教育の無償化を実現する立場から検討を行い、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を大幅に増額することにより、各大学が学費を引き下げることができるような措置を講じるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 丹 生 真 人

〈提出先〉

財 務 大 臣

文 部 科 学 大 臣